

道路交通法で定める自動車の運転者が表示する標識について

標 識	表 示 対 象 ・ 罰 則 等
	<p>普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者は、車の前と後ろの定められた位置に初心者マーク（標識）をつけないで普通自動車を運転してはならない。</p> <p>道路交通法第71条の5第1項 罰則 2万円以下の罰金又は料料 点数 1点（初心運転者標識表示義務違反） 反則金 4,000円</p>
	<p>普通自動車を運転することができる免許を受けた70歳以上の高齢運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（標識）を付けて運転するように努めなければならない。</p> <p>道路交通法第71条の5第3項 附則 罰則、反則金、点数 なし 変更前の高齢運転者標識も使用できます。</p> 
	<p>普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者は、車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（標識）をつけないで普通自動車を運転してはならない。</p> <p>道路交通法第71条の6第1項 罰則 2万円以下の罰金又は料料 点数 1点（聴覚障害者標識表示義務違反） 反則金 4,000円</p>
	<p>普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（標識）を付けて運転するように努めなければならない。</p> <p>道路交通法第71条の6第2項 罰則、反則金、点数 なし</p>
<p>標識の表示対象自動車は普通自動車です。標識（マーク）は、車の前と後ろの地上0.4メートル以上1.2メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示してください。</p>	

標識表示車両の保護 ～ 「思いやり運転の励行」

初心運転者、高齢者マークを付けている高齢運転者、聴覚障害者マークを付けている聴覚障害のある運転者、身体障害者マークを付けている身体の不自由な運転者などが自動車を運転しているときは、危険を避けるためやむを得ない場合のほか、その車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込まないこと。

道路交通法第71条第5号の4

罰則 5万円以下の罰金

点数 1点（初心運転者等保護義務違反）

反則金 大型車 7,000円 普通車・二輪車 6,000円 原付 5,000円

秋 田 県 警 察 本 部 交 通 部 交 通 企 画 課